

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

## 第一 子ども・子育て支援納付金に係る規定の削除

子ども・子育て支援納付金の制度は創設しないこととし、これに関連する規定を削除すること。

(第一条等関係)

## 第二 施策の見直し等

一 政府は、少子化対策を総合的かつ着実に実施する観点から、子ども及び子育ての支援に関する施策について、社会保障制度に係る保険料等の負担と給付の在り方を含め、抜本的な見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

(新第二十二條第一項関係)

二 一の措置が講ぜられるまでの間、この法律の施行に要する費用については、その財源の確保に資するよう、次に掲げる措置が講ぜられるものとする。

(新第二十二條第二項関係)

- 1 国会議員の定数の削減、行政改革による支出の削減等の歳出の削減を図るために必要な措置
- 2 国の不要な資産の売却等の歳入の増加を図るために必要な措置
- 3 1及び2に掲げるもののほか、特例公債の発行のために必要な措置

第三 経過措置及び関係法律の整備

附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めること。  
(附則第四十六條関係)

第四 その他

その他所要の規定を整備すること。